

申 請

平成 23 年 9 月 7 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 7 月 19 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県本宮市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたもの）
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

しいたけ（施設において原木で栽培されたもの）：本宮市

2 現在までの検査結果

7月15日の検査結果において、本宮市白岩の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、本宮市の今後の出荷制限指示解除に向けた複数地点での検証のため、しいたけの発生状況を生産者に確認しながら、以下のとおり、検査地点を5箇所を追加し、検査を行った結果、全ての地点において、直近1か月以内の検査結果が暫定規制値を下回った。

(1) 本宮市白岩 ①地点

福島第1原子力発電所（以下「発電所」という。）から直線距離で5.2 km 離れており、3月27日以降、4月3日、4月10日、4月17日、4月24日、5月1日、6月7日、7月1日、9月3日に検査を行い、いずれも暫定規制値を下回っている。

(2) 本宮市白岩 ②地点

福島第1原子力発電所（以下「発電所」という。）から直線距離で5.2 km 離れており、7月15日に暫定規制値を越える放射性物質が検出されたが、8月19日、9月3日に検査を行い、暫定規制値を下回っている。

(3) 本宮市白岩 ③地点

暫定規制値を上回った本宮市白岩②の検査地点より、直線距離で1 km 以上発電所に近い検査地点であり、8月6日、9月3日に検査を行い、暫定規制値を下回っている。

(4) 本宮市長屋地点

暫定規制値を上回った本宮市白岩②の検査地点より、直線距離で1 km 以上発電所に近い検査地点であり、8月19日に検査を行い、暫定規制値を下回っている。

(5) 本宮市稲沢地点

暫定規制値を上回った本宮市白岩②の検査地点より、直線距離で4 km 以上発電所に近い検査地点であり、8月19日に検査を行い、暫定規制値を下回っている。

【本宮市の検査実施状況】

(単位：Bq/kg)

採取	判明	①		②		③		④		⑤	
		本宮市白岩 ヨウ素	セシウム 未検出	本宮市白岩 ヨウ素	セシウム 未検出	本宮市白岩 ヨウ素	セシウム 未検出	本宮市長屋 ヨウ素	セシウム 未検出	本宮市稲沢 ヨウ素	セシウム 未検出
3/26	3/27	26	未検出	—	—	—	—	—	—	—	—
4/ 1	4/ 3	7	未検出	—	—	—	—	—	—	—	—
4/ 8	4/10	未検出	未検出	—	—	—	—	—	—	—	—
4/14	4/17	未検出	未検出	—	—	—	—	—	—	—	—
4/21	4/24	未検出	未検出	—	—	—	—	—	—	—	—
4/28	5/ 1	未検出	44	—	—	—	—	—	—	—	—
6/ 2	6/ 7	未検出	290	—	—	—	—	—	—	—	—
6/30	7/ 1	未検出	420	—	—	—	—	—	—	—	—
7/14	7/15	—	—	未検出	560	—	—	—	—	—	—
8/ 4	8/ 6	—	—	—	—	未検出	480	—	—	—	—
8/17, 18	8/19	—	—	未検出	460	—	—	未検出	38	未検出	250
9/ 1	9/ 3	未検出	260	未検出	270	未検出	440	—	—	—	—

3 解除後の栽培管理

栽培管理にあたっては、安全を確保するため、原因と推定されるほど木の洗浄等の取組を徹底するように全生産者を巡回指導している。(別紙)

4 解除後のモニタリング計画

解除後においても、発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、施設栽培原木しいたけの発生状況を確認しながら、市内全生産箇所を対象に、1週間毎に検査を継続する。

<解除後の当面の検査日程(採取日)> 9/15, 9/22

また、福島県全域において、施設栽培原木しいたけ、原木栽培しいたけ及び菌床しいたけについて、引き続き1か月毎に検査を継続する。

5 出荷管理

本宮市の生産者7戸に対し、出荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、本宮市から出荷される施設栽培原木しいたけについて、原産地としてそれぞれ「本宮市」を、栽培方法として「原木・施設」を表示するよう、生産者に指導する。

さらに、これら取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

6 出荷制限区域の施設栽培原木しいたけが出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

(1) 生産者対策

引き続き出荷制限指示が継続される2市町については、これまで同様、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への巡回指導を行う。

(2) 流通対策

引き続きJA、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される2市町の施設栽培原木しいたけを扱わないことや市町村名及び栽培方法の表示がないしいたけについては、産地の市町村名及び栽培方法を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている2市町の施設栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

7 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

本宮市の施設栽培原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。

本宮市における施設栽培の原木しいたけから規制値を超える放射性物質が
検出された原因と今後の安全確保について

1. 7月15日の検査結果で、本宮市白岩における施設栽培の原木しいたけから暫定規制値を超える560Bq/kgの放射性セシウムが検出された。
2. これを受け、県は原因究明のため、栽培実態について生産者から聞き取り調査を行うとともに、栽培で使用しているホダ木、使用水について、放射性物質の測定を実施した。
3. 調査の結果、当該生産者が使用したホダ木、使用水からは、放射性物質は検出されなかったため、浸水前のホダ木に付着した粉塵や土の不十分な洗浄等が要因と推定された。(本宮市白岩から直線距離で約3.5kmの稲沢の土壤中の放射性セシウムの濃度は、2,985Bq/kg(4月12日現在)となっている。)
4. そこで、8月3日以降、ホダ木を浸水する前に浸水槽に付着した粉塵や土を水で十分に洗浄し、浸水中も浸水槽に蓋やシートなどの覆いをするなどして粉塵の混入を防ぐなどの措置を行い、ハウス内で芽だし・収穫を行ったしいたけについて検査を実施した結果、調査した6検体の放射性セシウムは、暫定規制値を下回り、かつ、減少することが確認できた。なお、ハウス内の換気については風向きに注意し必要最小限で実施していた。
5. 以上のことから、本宮市における施設栽培の原木しいたけから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された原因は、浸水前のホダ木に付着した粉塵等の不十分な洗浄が主な原因であった可能性がある。
このことから、今後の栽培管理にあたっては、安全を確保するため、ホダ木の洗浄等の取組を生産者に徹底させることを条件として、出荷制限の解除を申請する。

【生産者の栽培管理フローチャート】

